

豊岡市くらしの便利帳の広告募集

「くらしの便利帳」を2023年度に発行します。豊岡市の魅力や各種届出・子育て・介護・年金などの情報を掲載した冊子です。
作成にあたり、広告掲載に協力いただける事業者を募集します。
また、掲載する広告を募集

するため、市内の事業者などに、くらしの便利帳を共同発行する(株)サイネックスの営業担当者が訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、広告掲載については株式会社サイネックス姫路支店(☎079-2221

《問合せ》秘書広報課
☎21-9035

7630)へ直接、問い合わせてください。



▶前回発行したくらしの便利帳

新年度の社会体育施設使用希望調査

2023年度の社会体育施設の使用予定を調整するため、次の施設について使用希望調査を行います。

▼対象施設

- ▽体育館(市民体育館、日高文化体育館、中竹野ふるさと館、出石B&G海洋センター、竹野B&G海洋センター、資母体育館、但東中央体育館)
- ▽野球場(こののとりスタジアム、植村直己記念スポーツ公園、出石総合スポーツセンター)
- ▽その他(豊岡総合スポー

ツセンター陸上競技場、玄武洞スポーツ公園、神美台スポーツ公園)

※総合体育館は来年度大規模改修工事により休館するため調査対象外

▼対象期間 23年4月1日～24年3月31日

▼申込み 各施設と文化・スポーツ振興課にある所定の用紙で申し込んでください。

▼申込期限 11月25日(金)午後5時まで

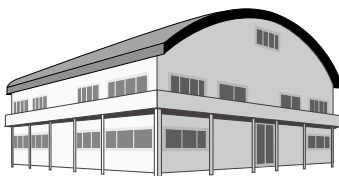
▼その他
①使用申込の対象は、土・日曜日および祝日等を行う

《申込み・問合せ》文化・スポーツ振興課 ☎21-9023

大会・行事です。

②希望者が重複する場合には、各代表者による調整会議(12月予定、別途連絡)で調整します。ただし、市の行事、その他一般の行事、営利目的の行事の順に優先します。

③施設によっては、使用できない期間もありますので、事前に各施設へ確認してください。



消費生活相談員の知恵袋 40

シリーズ18歳で成人③ カードの使い方を考えよう



成人になるとクレジットカード(以下カード)を作ることができます。キャッシュレス時代には欠かせない、便利な支払方法ですが、手元や口座にお金がなくても買い物ができるという意味では借金をしていることと同じです。

払いが長期化するなど注意が必要ですが、カードの中には、リボ払い専用のものや、最初から支払方法がリボ払いに設定されているものもありますので、カードを申し込む際には、よく確認しましょう。

◆事例
30万円のパソコンをカードで購入した。支払方法には翌月一括払いとリボ払いがあったが、割引サービスのあるリボ払いを選択した。1年以上経った最近になってカードの利用明細を確認したら、支払残高が約28万円もあることに気付いた。毎月5千円支払っていたのに2万円しか減っていない。(19歳 男性)

支払を延滞すると個人情報情報機関に記録が残り、新規にカードを作れない、住宅や車のローンが組めない、スマホを分割払いで購入できない等の不利益を受ける恐れがあります。

カードの仕組みや支払方法をきちんと理解した上で利用しましょう。

《豊岡市消費生活センター》

▼相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時

▼相談場所 生活環境課内

▼電話相談 ☎21-9001

▼ホームページに過去の知恵袋を掲載しています。



12月1日からは

新しい保険証になります

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、11月30日(水)です。新しい保険証(藤色(薄い紫色)を、11月下旬に特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認するとともに、国民健康保険(国保)に加入している世帯員全員分の保険証があるか確認し、大切に保管してください。

なお、国保税を滞納している方には、窓口で交付します。

新しい保険証は12月以降使用
12月1日(木)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。

有効期限は来年11月末
新しい保険証の有効期限は、2023年11月30日(木)です。なお、下表の方は有効期限が異なります。

《新しい保険証の有効期限が11月30日以外の方》

対象者	有効期限
2023年11月30日までに75歳になる方(※)	満75歳の誕生日の前日
2023年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方	在留期間の満了日

※誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく後期高齢者医療被保険者証を使用してください。

《問合せ》市民課
☎21-9061または各振興局市民福祉課



国民年金のお知らせ

《問合せ》市民課☎21-9015または各振興局

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が届きます 年末調整・確定申告まで大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には必ず、日本年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。

なお、国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。

社会保険料控除証明書が届く時期(予定)

- ▷ 1月から9月の間に納付した方…11月上旬
- ▷ 10月1日以降、今年初めて納付した方…翌年2月上旬

社会保険料控除証明書紛失などの照会先

- ナビダイヤル☎0570-003-004
(050から始まる電話は☎03-6630-2525)
- 豊岡年金事務所☎0796-22-0948

年金生活者支援給付制度とは

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

この給付金を受け取るには、支給要件を満たし、認定請求の手続きをする必要があります。受取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。詳細は、給付金専用ダイヤルに問い合わせてください。

《問合せ》給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092

豊岡年金事務所からのお知らせ

年金に関する相談は、年金事務所に問い合わせてください(事前予約が必要)。

▶受付時間 【通常】平日(月曜日～金曜日)午前8時30分～午後5時15分 【時間延長】週初の開所日の午後5時15分～7時 【週末相談】第2土曜日の午前9時30分～午後4時

▶持参物 マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。代理者の場合は前記の他、委任状と代理者の本人確認書類が必要です。

《問合せ》日本年金機構豊岡年金事務所☎22-0948